

事 務 連 絡

平成25年12月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御 中
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令等の施行について

標記について、下記のとおり厚生労働省より通知がありました。

については、本内容を確認するとともに、必要に応じて関係機関に周知されるようお願いいたします。

記

- 1 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について
- 2 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 3 携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの一部改正について

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健管理係

TEL : 03-5253-4111 (内線2976)

FAX : 03-6734-3794